（質受け及び古物買受け等の制限）

第十三条の三　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

2　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から古物を買い受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

3　前二項の規定は、当該青少年が保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

第十九条中「第九条第一項」を「第五条の二の規定による推奨、第九条第一項」に改める。

第二十条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　第五条の二の規定による推奨

第二十条第二項中「掲げる」の下に「推奨、」を加える。

第二十五条第一項中「がん具類」を「特定がん具類」に、「自動販売機」を「自動販売機等」に改める。

第二十七条第三項第一号中「第九条第二項」を「第九条第三項」に、「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「第十三条第三項」を「第九条第六項又は第十三条第三項」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第十条第三項、第十三条の三第一項若しくは第二項又は第十六条第二項の規定に違反した者

第二十七条第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第十三条第四項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正後の秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（以下「新条例」という。）第十三条第四項に規定する自動販売機等（以下「自動販売機等」という。）を設置している者は、平成十六年四月三十日までに、同項の規定により知事に届け出なければならないものとされる事項を知事に届け出なければならない。

3　前項の規定は、自動販売機等が法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、適用しない。

4　附則第二項の規定による届出をした者は、新条例第十三条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

5　この条例の施行の日から平成十六年四月十日までの間に自動販売機等を設置しようとする場合における新条例第十三条第四項の規定の適用については、同項中「設置しようとする日の十日前まで」とあるのは、「平成十六年四月一日」とする。

6　附則第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

7　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月六日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第六十号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部改正）

第一条　秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第十四条第四項」を「第十四条第六項」に改め、同条第四号中「第十四条第五項」を「第十四条第七項」に改め、同条第九号中「第十四条の四第四項」を「第十四条の四第六項」に改め、同条第十号中「第十四条の四第五項」を「第十四条の四第七項」に改め、同条第十四号中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

（秋田県産業廃棄物税条例の一部改正）

第二条　秋田県産業廃棄物税条例（平成十四年秋田県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十四条第四項又は第十四条の四第四項」を「第十四条第六項又は第十四条の四第六項」に改める。

（秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部改正）

第三条　秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年秋田県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第四項」を「第六項」に改める。

附　則

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

と、畜場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月六日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第六十一号

と、畜場法施行条例の一部を改正する条例

と、畜場法施行条例（平成十五年秋田県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

と畜場法施行条例

第一条中「と畜場法」を「と畜場法」に改める。

第二条中「と、畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改める。

第三条第一項中「と、畜場法第三条第一項」を「と畜場法第四条第一項」に、「第十条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月六日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第六十二号

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表に次のように加える。

国営馬場目川下流土地改良事業	当該年度における事業に要した経費の総額に百分の三・六七を乗じて得た額

第四条第一項の表に次のように加える。

国営馬場目川下流土地改良事業	元利均等年賦支払	十七年（据置期間を含む。）	年五パーセント

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月六日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第六十三号

秋田県特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条の五第十項又は第三十八条の五第八項」を「第十九条第十一項又は第三十八条の五第九項」に、「第十八条の五第十一項第四号又は第三十八条の五第九項第四号」を「第十九条第十二項第四号又は第三十八条の五第十項第四号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月六日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第六十四号

秋田県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条　秋田県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項イ中「第三十一条の二第二項第十一号ハ、法第六十二条の三第四項第十一号ハ」を「第三十一条の二第二項第十二号ハ、法第六十二条の三第四項第十二号ハ」に改め、同項ロ中「第三十一条の二第二項第十二号ニ、法第六十二条の三第四項第十二号ニ」を「第三十一条の二第二

項第十三号ニ、法第六十二条の三第四項第十三号ニ」に改める。

（秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部改正）

第二条　秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十一号ハ」を「第三十一条の二第二項第十二号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ハ」を「第六十二条の三第四項第十二号ハ」に改める。

（秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部改正）

第三条　秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十三号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十二号ニ」を「第六十二条の三第四項第十三号ニ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月六日　　秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第六十五号

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県道路占用料徴収条例（昭和四十三年秋田県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「）（以下」を「。以下」に改め、同条第三号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月六日　　秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第六十六号

秋田県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年秋田県条例第百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月六日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第六十七号

秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例

秋田県青少年交流センター条例（平成十一年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「秋田市寺内字神屋敷三十五番地の一」を「秋田市寺内神屋敷三番一号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十月六日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第六十八号

秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年秋田県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第一条の二中「及び観光施設事業」を削る。

第二条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二条の二を削る。

第三条第一項中「、観光施設事業」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、平成十五年十二月一日から施行する。

（秋田県観光施設事業使用料徴収条例の廃止）

2　秋田県観光施設事業使用料徴収条例（昭和四十二年秋田県条例第十八号）は、廃止する。

（秋田県観光施設事業使用料徴収条例の廃止に伴う経過措置）

3　平成十五年十二月一日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電〇二八(862)八七六六　F〇二八(863)〇〇〇五

印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄